

社会福祉法人 育生会 よつば苑 指定介護老人福祉施設 重要事項説明書

1：事業実施主体

(1)名称、所在地及び代表者職氏名

名 称 社会福祉法人 育生会
所 在 地 〒240-0025 横浜市保土ヶ谷区狩場町200番地9
代 表 者 理事長 碓井義彦

(2)行っている主な事業

- ① 指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)
- ② 指定(介護予防)短期入所生活介護事業 (ショートステイ)
- ③ 指定(介護予防)通所介護事業 (デイサービス)
- ④ 指定居宅介護支援事業
- ⑤ 指定認知症対応型共同生活介護事業 (グループホーム)
- ⑥ 配食サービス事業

2：施設の内容

(1)施設の種類及びその説明

指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)
(神奈川県知事指定1470600097号)

指定介護老人福祉施設とは、身体上又は精神上著しい障害がある為に常時の介護を必要とし、かつ、居宅に置いてこれを受けることが困難な高齢者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供する施設です。施設の利用につきましては、介護保険制度における要介護認定を受け、要介護1～5の認定を受けた方が対象となります。

(2)施設の名称、所在地、代表者職氏名及び連絡先

名 称 社会福祉法人 育生会 よつば苑
所 在 地 〒240-0025 横浜市保土ヶ谷区狩場町200番地9
代 表 者 施設長 碓井義彦
連 絡 先 Tel (045) 712-8601 Fax (045) 712-8605

(3)交通の便

- JR保土ヶ谷駅東口よりバス10分
- ①横浜市営バス(28系統 平和台、106系統 境木中学校)
 - ②神奈川中央交通バス(46系統 戸塚駅東口、77系統 芹が谷、205系統 東戸塚駅東口)
権太坂上停留所、下車 徒歩3分

(4)建物の構造及び面積

鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付 4階建
延 べ 床 面 積 4,719㎡
2～4階の延べ床面積 2,681㎡ (A)
内居室の延べ床面積 1,211㎡ (B)
(A) / (B) 45.2%
(指定短期入所生活介護部分を含む)

(5)開 設 日 平成8年2月1日

(6)入所定員 112名

(7)居室以外の設備・施設

一般浴室（中間浴用リフト付き）、特殊浴室（寝たきりの方用）、食堂（88～123㎡）、洗面所、医務室、静養室、機能訓練室、便所等

3：入所に関する事項

(1)入所の条件

入所の対象となる方は要介護認定の結果、要介護1～5と認定された方です。但し、要介護1又は2であって特例入所の要件に該当しなくなった方は対象ではなくなります（平成27年3月31日までに入所した方は除きます）。入所の場合には重要事項を説明した後、契約書を取り交わしていただきます。尚、当施設は医療機関ではございませんので入院加療を必要とする方は対象とはなりません。

(2)持ち込み制限

刃物などの危険物や仏壇、タンスなどの大型家具は持ち込みできません。詳しくは、施設に直接お問い合わせ下さい。

4：介護に当たる場所

(1)居室の概要

居室総数 37室（2階 15室、3階 15室、4階 7室）

1人部屋（12～19㎡） 6室

2人部屋（21～24㎡） 5室（1人当たり 11.6㎡）

4人部屋（38㎡） 26室（1人当たり 9.6㎡）

(2)居室の決定方法及び変更等

入居者の心身の状況等と部屋の空き状況により、施設側にて決定させていただきます。また、状況の変化に応じて、居室を変更する場合があります。

5：職員体制（令和4年10月1日現在 短期入所分を含む）

(1)介護等に関わる職員数

介護職員 常勤職員 42名 非常勤職員 14名（常勤換算数 8.4名）

看護職員 常勤職員 7名 非常勤職員 2名（常勤換算数 2.1名）

生活相談員 常勤換算 3.5名 非常勤職員 0名（常勤換算数 0.名）

介護支援専門員 常勤換算 1.25名

※入居者対直接介護職員比率 2.43名

(2)夜勤体制 介護職員 5名

(3)機能訓練職員 1名

6：認知症高齢者への対応

認知症高齢者の方につきましては症状により、4階特別介護棟にて対応させていただきます。2階及び3階に入居されている方の認知症状が進行した場合には4階に変更させていただく場合がございます。なお、当苑では重大な危険性がある場合を除いて拘束や抑制は行っておりません。

7：提供するサービスと費用

(1)介護保険給付対象サービス（利用料は別途料金表による）

◇食事

食事は管理栄養士が、栄養価や嗜好、身体状況等を考慮して献立を作成いたします。また、自立支援のため食事介助は最小限として、食堂で召し上がっていただく事を原則としております。特別な治療食については対応できない場合がありますので、担当者にご相談ください。

談下さい。

◇入浴

入浴回数は最低週2回とし、可能な限り週3回行うよう努めます。

◇排泄

排泄の自立を目指して、可能な限りおむつを使用しないように援助いたします。トイレは各居室に設置しているほか、ポータブルトイレもご利用頂けます。

(2)実費負担となるサービス

◇理美容サービス	ボランティアによる散髪	¥1,500
	業者による訪問理美容	¥2,100(カット)
		¥6,500(パーマ)

◇個人別日用品費

◇医師の指示に基づく個人の特別な医療品

◇口座振替による利用料(施設利用料等)、協力病院受診料支払いの振替手数料

(3)料金改定

介護保険給付対象のサービス利用料については、介護給付費体系の変更があった場合に変更となります。給付対象外のサービス利用料金につきましては経済状況の変化等により変更する事があります。

(4)預かり金管理

施設での日常生活に必要な金銭管理は、ご希望により、別紙の「入居者預かり金取り扱い規程」に基づき管理いたします(有料)。なお、ご利用につきましては「預かり金管理依頼書及び同意書」を提出していただきます。

8: 事故発生時の対応

施設内において、入居者の事故が発生したときは、次の通り迅速かつ適切な対応により円滑かつ円満な解決につとめます。

(1)最善の処置

介護事故が発生した場合、まず入居者に対して可能な限りの緊急処置や医療機関への運搬等の処置を講じます。

(2)家族等への説明

処置が一段落すれば、できる限り速やかに家族等に誠意を持って説明し、申し出についても誠実に対応をします。

(3)入居者及び家族等への損害賠償

介護事故により事業所が賠償責任を負った場合は、誠意を持って入居者及び家族等に対して補償します。

(4)事故記録と報告

入居者への処置が完了した後、速やかに介護事故報告書を作成し、再発防止対策につとめます。

(5)行政機関への報告

重大な介護事故や死亡事故などの重大な事態が発生した場合は、速やかに横浜市等の関係機関へ報告をします。

9: 苦情対応

施設への苦情その他お問い合わせにつきましては、担当者(法人事務局長 押谷英則)宛に何なりとお申し付け下さい。誠心誠意対応し、迅速かつ適切な処置に努めます。

また、第三者委員、各市町村介護保険相談窓口(保土ヶ谷区役所 高齢・障害担当: 045-334-6394)及び神奈川県国民健康保険団体連合会介護苦情班(045-329-3447)、横浜市健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課(045-671-3923)においても受け付けております。

10：医療機関

(1)医療機関体制

医療を必要とする場合には、原則として施設の嘱託医又は（財）育生会横浜病院等の協力病院にて対応いたします。

(2)入院について

8日以上入院又は8日以上入院が見込まれる場合には契約が解除となる場合がありますが、概ね3ヶ月以内に退院すれば退院後も優先的に入所できるよう努めます。なお、入院期間中は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス料金から介護保険給付額を差し引いた差額（自己負担分）と居住費（855円/日）をお支払いいただきます。

11：その他

(1)ご家族への連絡

ご家族への連絡は、生活記録や広報誌等の送付により定期的に行うほか、家族連絡会の開催等を実施いたします。

(2)地域交流

地域自治体や学校との交流を深めるほか、地域のボランティアグループの皆様方に精力的に活動していただいております。

年 月 日

よつば苑指定介護老人福祉施設契約の締結に当たり、上記の通り説明しました。

事業者 事業者名 社会福祉法人 育生会 よつば苑

説明者 印

よつば苑指定介護老人福祉施設契約の締結に当たり、上記の通り説明を受け、同意し、交付を受けました。

契約者又は代理人

氏名 印

2007年5月1日改定

1. 行っている主な事業の内容の変更により、次を追加・廃止した。

追加した事業

小規模多機能型居宅介護事業

廃止した事業

指定訪問介護事業

高齢者共同生活住宅事業（グループリビング）

2. 事業内容の変更に伴い、職員体制が見直された。

2007年12月1日改定

1. 職員体制が変更され、現状に合わせ見直した。

2008年4月1日改定

1. 日用品費を実費個人負担とした。
2. 利用料金表の預かり金管理費を変更した。

2010年11月10日改定

横浜市の指導監査時の指導・指摘（2010年10月27日）を受け、改訂した。

改定の内容は次の通り。

1. 事故発生時の対応の項目とその内容を新たに追加規定した。
2. 介護保険給付対象のサービス料につき、介護給付費体系の変更に合わせて見直した。

2012年4月1日改定

1. 利用料金の基準の改定に合わせ、添付資料の利用料金表を改めた。
2. 契約の締結に当たっての契約者又は代理人の欄の表現を明確にするため、表現の一部を見直した。

2014年4月1日改定

1. 利用料金の基準の改定に合わせ、添付資料の利用料金表を改めた。
2. 職員体制が変更され、現状に合わせて見直した。

2015年4月1日改定

1. 利用料金の基準の改定に合わせ、添付資料の利用料金表を改めた。
2. 職員体制が変更され、現状に合わせて見直した。
3. 入退所基準の変更に伴い、入所の条件を見直した。

2015年8月1日改定

1. 利用料金の基準の改定に合わせ、添付資料の利用料金表を改めた。

2015年10月9日改定

1. 「1：事業実施主体」の代表者の変更のため、氏名を改めた。
2. 「5：職員体制」の人数を現状に合わせて見直した。
3. 「7：提供するサービスと費用」に、◇医師の指示に基づく個人の特別な衣料品を追加した。

2016年4月1日改定

1. 「1：事業実施主体」で、行っている主な事業⑥が変更となったため。
2. 「5：職員体制」の人数を現状に合わせて見直しをしたため。
3. 「9：苦情対応」の担当者の役職名が変更となったため。

2018年4月1日改定

1. 利用料金の基準の改定に合わせ、添付資料の利用料金表を改めた。

2018年8月1日改定

1. 利用料金の基準の改定に合わせ、添付資料の利用料金表を改めた。

2018年10月1日改定

1. 実費負担となるサービスの項目に振替手数料の説明を追加した。

2019年4月1日改定

1. 実費負担となるサービスの訪問理美容料金を改めた。

2021年8月1日改定

1. 職員体制が変更され、現状に合わせて見直した。

2021年11月1日改定

1. 利用料金の基準の改定に合わせ、添付資料の利用料金表を改めた。

2022年10月1日改定

1. 利用料金の基準の改定に合わせ、添付資料の利用料金表を改めた。
2. 「5：職員体制」の人数を現状に合わせて見直しをしたため。

2023年10月1日改定

1. 利用料金の基準の改定に合わせ、添付資料の利用料金表を改めた。

2024年4月1日改定

1. 利用料金の基準の改定に合わせ、添付資料の利用料金表を改めた。
2. 食堂の面積を明記した。